

〈施策の方向3 子どもの居場所づくりの促進〉

所管課	施策－事業	事業名	事業の概要	平成22年度までの実施目標	平成22年度実施状況	3年間の成果と課題	3年間の達成度	再掲
施策の方向 3 子どもの居場所づくりの推進								
【推進施策 14】								
子どもが利用する施設においてその運営や事業等に、子どもたちの参加を一層進めます。また、子どもたちが安心して過ごせるよう環境の整備を進めます。								
【具体的な取組】								
①「子ども夢パーク子ども運営委員会」及び「子ども夢パーク運営委員会」を充実します。また、「夢パーク通信」などの広報事業への子どもの主体的な参加を進めます。								
こども本部 青少年育成課	3-(14)-①	子ども夢パーク事業 (夢パークつうしん)	子ども運営委員の子どもと支援委員会のおとな及びスタッフの協働で「夢パークつうしん」を手作りで発行し、地域や公共施設に配布する。隔月刊で発行。子ども夢パーク及び「えん」の事業案内、実施報告等を掲載し、1回につき、6,500部発行。利用者、公共施設、学校に配布する。	年6回、6,500部発行予定	年6回 計54,000部発行 (9,000部×6回) 配布先 学校教職員及び掲示用 市内市立小学校全校、聾・養護学校 市内 わくわくプラザ こども文化センター、生涯学習施設(市民館・図書館・分館)、青少年教育施設、区役所、出張所 下作延地区町内会に回覧。 近隣の下作延小学校・上作延小学校・久地小学校全家庭数配布。	成果: おおむね計画どおり実施することができた。 課題: 引き続き事業を実施していく。	B	
こども本部 青少年育成課	3-(14)-①	子ども夢パーク事業 (子ども運営委員会)	子どもの活動拠点として、また子どもなら誰でも利用できる施設として、子どもの意見表明・参加を實踐するために事業を行う。施設において、子ども運営委員会を組織し、子どもの意見を施設の管理運営事業実施に反映させる。	子ども運営委員会を組織し、子どもの意見を施設の管理運営事業実施に反映させる。	年12回開催(月1回程度)し、参加者は1回あたり6人程度で、子どもたちから夢パークに関する提案を出してもらい、スタッフと一緒に検討・協議した。	成果: おおむね計画どおり実施することができた。 課題: 引き続き事業を実施していく。	B	
【具体的な取組】								
②こども文化センターにおける「子ども運営会議」の充実を支援します。また、こども文化センターだよりの作成、事業の企画・実施に子どもの意見を反映させるなど子ども参加を推進します。								
こども本部 青少年育成課	3-(14)-②	こども文化センター だより等	子ども運営会議等での意見表明や子どもたちが企画した行事を、こども文化センターだよりに掲載し配布する。また、ホームページ等により広報し子どもの参加を促進する。	子ども運営会議を充実し意見や企画等を、センターだより等に掲載し事業の充実を図る。	毎月(7・8月は合併号あり)発行するこども文化センターだよりに、子ども運営会議提案の企画を掲載した。	成果: おおむね計画どおり実施することができた。 課題: 引き続き事業を実施していく。	B	

〈施策の方向3 子どもの居場所づくりの促進〉

所管課	施策－事業	事業名	事業の概要	平成22年度までの実施目標	平成22年度実施状況	3年間の成果と課題	3年間の達成度	再掲
こども本部 青少年育成課	3-(14)-②	こども文化センター・わくわくプラザ子ども運営会議	こども文化センターやわくわくプラザの運営にあたり、幅広い子どもの意見を聴くために、会議の企画・運営の全てを、子どもが中心となって行い、職員や地域のおとなはその補助に徹しられるよう努めていく。	子ども運営会議の充実	各こども文化センター及びわくわくプラザでの子ども運営会議の実施。	成果:おおむね計画どおり実施することができた。 課題:引き続き事業を実施していく。	B	
こども本部 青少年育成課	3-(14)-②	こども文化センター運営協議会	児童の健全育成及び市民活動を促進し、地域が主体となったこども文化センターの運営を図るために、地域のさまざまな組織の代表者やこども文化センターの利用団体が一体となり、こども文化センターの運営にかかる諸課題等について協議するとともに事業推進に向けた主体的な組織として、各こども文化センターに設置した。また、子どもたちの参加を含め、意見を取り入れるよう努める。	運営協議会の充実	こども祭り等の行事への子ども実行委員の参加による運営協議会の充実。	成果:おおむね計画どおり実施することができた。 課題:引き続き事業を実施していく。	B	
【具体的な取組】 ③こども文化センター及びわくわくプラザ室の狭あい解消等施設整備を進めます。								
こども本部 青少年育成課	3-(14)-③	こども文化センターの施設整備	老朽化施設を改修するとともに、バリアフリーの理念に沿って、障害のある子どもが利用しやすい施設にする。	こども文化センターの床や冷暖房設備の改修等を、こども文化センター施設整備計画に基づき実施する。	施設整備計画に基づきこども文化センターの床の改修42か所をはじめ集会室のエアコン1か所等の整備を実施。 菅生こども文化センターの建替え工事の実施。 玉川こども文化センター建替えのための設計の実施。 児童館型地域子育て支援センターを26か所で実施。	成果:おおむね計画どおり実施することができた。 課題:引き続き事業を実施していく。	B	3-(17)-E
【具体的な取組】 ④青少年教育施設において、子どもの意見を施設運営等に取り入れられるよう意見聴取に努めます。								
こども本部 青少年育成課	3-(14)-④	青少年施設における子ども運営委員会	子ども夢パークについては「川崎市子どもの権利に関する条例」に基づき、子どもの権利が活かされる象徴的な場(施設)として、子ども運営委員会を開催し、子どもの意見を施設の管理運営に反映させる。他の施設においても、子どもの意見を取り入れた施設運営が図れるよう検討する。	子どもの意見聴取、子ども運営委員会等を実施	子ども夢パークにおいて、子ども運営会議を開催し、次のイベントを子ども自らが企画・実施した。 ・スタジオ利用者による演奏会(年3回) ・子どもゆめ横丁(11月に開催) ・クリスマスイベント(年1回) ・夢ぱまつり(年1回) 他の施設においても、利用者アンケート等を実施し、子どもの意見を取り入れた施設運営を行っている。	成果:おおむね計画どおり実施することができた。 課題:引き続き事業を実施していく。	B	

〈施策の方向3 子どもの居場所づくりの促進〉

所管課	施策－事業	事業名	事業の概要	平成22年度までの実施目標	平成22年度実施状況	3年間の成果と課題	3年間の達成度	再掲
【推進施策 15】 地域における中学生・高校生年代の子どもの居場所づくりを推進します。								
【具体的な取組】 ①子ども夢パーク事業において音楽スタジオを利用する子どもへの支援を充実させるなど、中学生・高校生年代の居場所づくりを推進します。								
子ども本部 青少年育成課	3-(15)-①	子ども夢パーク事業	子どもの活動拠点として、また子どもなら誰でも利用できる施設として、子どもの意見表明・参加を實踐するために事業を行う。施設において、子ども運営委員会を組織し、子どもの意見を施設の管理運営事業実施に反映させる。	事業数を精査し、内容充実。	「☆子ども運営会議」の部会を実施。 ・スタジオプロジェクト部会(年12回) スタジオ利用のルールや使い方などを話し合った。 また、スタジオ利用者による演奏会を計画・実施した。 ・横丁会議部会(7回) イベント「子どもゆめ横丁」を計画・実施した(延べ540名参加)。	成果:おおむね計画どおり実施することができた。 課題:引き続き事業を実施していく。	B	2-(10)-② 4-(19)-②
【具体的な取組】 ②中学生・高校生年代の子どもの対象とした文化・芸術活動をととして、子どもの居場所づくりを推進します。								
市民・子ども局 市民文化室	3-(15)-②	青少年舞台活動事業	平成19年度まで市主催で実施していた青少年舞台芸術活動事業(「かわさきヤングミュージカル」を実施)の事業目的を継承し、多様な表現アートを用いた新たなプログラムで構成される青少年向け舞台芸術活動事業を、川崎市アートセンターが行う。 市内の青少年を対象に参加者を公募し、第一線で活躍するプロフェッショナルなアーティストを講師に迎え、表現力、コミュニケーション能力等を磨く多様な表現アートのワークショップを実施し、その成果発表としてアートセンター(アルテリオ小劇場)で公演する。	平成20年度からは川崎市アートセンターの指定管理業務として位置づけ川崎市アートセンターにおいて青少年舞台芸術活動事業を実施する。	平成22年度のテーマは、クラウン(道化師) ●青少年参加者 14名 ●公演来場者数 519名(全3回計) ※公演実施日 平成22年5月1日(土)、2日(日)	成果:子どもたちがアーティストと一緒に舞台作品づくり等を体験する、青少年舞台芸術活動事業を指定管理者により実施し、新しい創造の場の提供と、次世代の文化芸術を担う子どもたちの育成に寄与した。 課題:引き続き、民間活力により、芸術文化の創造拠点としての積極的な取組を展開していくことが必要である。	B	2-(10)-②
子ども本部 青少年育成課	3-(15)-②	青少年フェスティバル事業	青年層(15歳から25歳)の企画・運営による、小・中・高校生を対象としたイベント(ステージ企画・ゲーム企画・模擬店・フリーマーケットなど)の開催。	青少年フェスティバルの企画・運営を通じて、青年層の社会参加の促進を計る。	青少年団体等からの実行委員17名と約300名の当日スタッフにより運営される予定であったが、東日本大震災の影響により中止した。	成果:青少年団体等の企画・運営により、青少年層の社会参加の促進が図られた。 課題:より多くの青少年層の社会参加の機会となるよう、開催方法等を検討する必要がある。	B	

〈施策の方向3 子どもの居場所づくりの促進〉

所管課	施策-事業	事業名	事業の概要	平成22年度までの実施目標	平成22年度実施状況	3年間の成果と課題	3年間の達成度	再掲
【具体的な取組】								
③子ども文化センターの中学生・高校生年代の居場所づくり事業を推進します。								
子ども本部 青少年育成課	3-(15)-③	子ども文化センター事業(中学生・高校生の居場所づくり)	子ども文化センターにおける音楽室の設置を行い、地域における中学生・高校生年代の居場所づくりを促進する。	子ども文化センターの床や冷暖房設備の改修等を、子ども文化センター施設整備計画に基づき実施する。	施設整備計画に基づき子ども文化センターの床の改修42か所をはじめ集会室のエアコン1か所等の整備を実施。 菅生子ども文化センターの建替え工事の実施。 玉川子ども文化センター建替えのための設計の実施。 児童館型地域子育て支援センターを26か所で実施。	成果:おおむね計画どおり実施することができた。 課題:引き続き事業を実施していく。	B	
【具体的な取組】								
④障害児タイムケア事業を始めとした各種障害福祉サービスを充実します。								
子ども本部 子ども福祉課	3-(15)-④	地域での生活を支援するための障害福祉サービス	障害児タイムケアモデル事業:障害のある中高生の放課後支援。	1か所拡充により14か所(2か所×7区)で実施する。	障害児タイムケア事業: 144か所で実施(障害福祉計画の目標値達成) 1月あたり延べ1,450人	適切な実施場所及び優良な運営事業者の確保に合わせて、年次ごとに順次拡充し、本市障害福祉計画「かわさきノーマライゼーションプラン」の目標値:14か所を達成した。 ニーズの伸びや、平成24年度施行の改正児童福祉法に対応するため、今後事業のあり方を検討する。	B	2-(11)-E 3-(17)-E
健康福祉局 障害計画課	3-(15)-④	地域での生活を支援するための障害福祉サービス	○居宅介護:障害者等の居宅にヘルパーを派遣し、入浴・排泄・食事介護等を行う。 ○行動援護:障害により行動上著しい困難を有する障害者等の危険回避のための援護や移動中の介護を行う。 ○児童デイサービス:障害児を施設等へ通所させ、適応訓練等の療育を行う。 ○短期入所:施設に短期間入所し、介護サービス等を提供する。 ○移動支援・あんしんサポート事業:社会参加等のために必要な外出時の介護や、介護者不在時の居宅での見守りを行う。 ○日中短期入所事業:施設における日中の一時的な預りを行う。	川崎市障害福祉計画 ○居宅介護:1か月あたり延べ26,243時間 ○児童デイサービス:1か月あたり延べ383人 ○短期入所:1か月あたり延べ1,494人 ○移動支援:1か月あたり延べ14,602時間 ○生活サポート:1か月あたり延べ1,346時間 ○日中短期入所事業:月831人	支援が必要な障害児に対して、家族介護を補完する等の目的で、障害者自立支援法による介護給付、地域生活支援事業によるサービスを提供した。 居宅介護:1か月あたり延べ27,811時間 児童デイサービス:1か月あたり延べ774人 短期入所:1か月あたり延べ1,428人 移動支援:1か月あたり延べ12,550時間 生活サポート:1か月あたり延べ1,052時間 日中短期入所事業:月1,796人	養成研修などを実施し、サービス提供者の確保に努め提供者の確保をし、また実態に合わせて制度の運用などの見直しを行い日中短期入所事業の新規事業所数の増加を図るなど、障害者が地域で生活するために必要なサービスを制度の中で行えるようにした。 今後の取組としては、ショートステイなどの空き状況や事業所台帳を作成し、利用者が自ら適した事業所を速やかに選択・利用できるように各事業所と連携し、地域生活を支援していく。	B	2-(11)-E 3-(17)-E

〈施策の方向3 子どもの居場所づくりの促進〉

所管課	施策－事業	事業名	事業の概要	平成22年度までの実施目標	平成22年度実施状況	3年間の成果と課題	3年間の達成度	再掲
<p>【推進施策 16】</p> <p>不登校の子どもが安心していられる場づくりを進め、学校・地域・社会への参加に向けた支援に努めます。</p>								
<p>【具体的な取組】</p> <p>①川崎市適応指導教室(ゆうゆう広場)を充実します。</p>								
教育委員会 総合教育センター 教育相談センター	3-(16)-①	適応指導教室(ゆうゆう広場)	市内3か所に設置されている適応指導教室(ゆうゆう広場)において、通級する子どもたちのニーズに応じた活動を展開するために、毎月担当者が集まり、情報交換と研修を行うなど、活動内容に子どもたちの声が反映され、不登校の子どもが安心していられる居場所づくりに努める。	・増加傾向にある不登校児童生徒の支援を行うため、ゆうゆう広場の増設を図る。 ・登校児童生徒にとって安心できる居場所として機能するように、定期的にセンター専門員等を講師に迎え、研修を行う。 ・不登校児童生徒の自立を図るため、今後も継続的に学校や、保護者との連携を図る。特に、ゆうゆう広場についての理解を深めてもらい不登校児童生徒に対し支援の手が届くように、学校等での積極的な啓蒙活動にあたる。	今年度も昨年度に引き続き、通級を希望する不登校児童生徒の増加に対応するため、新たにゆうゆう広場を開設した。市内5か所で不登校児童生徒の居場所、学校復帰の支援場所として活動してきた。また、保護者や学校との連絡会も定期的実施してスムーズな連携を図った。相談員の専門性を高めるため、定期的に(月1回)研修会を実施し、子ども理解に努めた。	平成21年度にゆうゆう広場みゆき、平成22年度にゆうゆう広場なかほらを開設し、通級希望者増に対応してきた。ゆうゆう広場を増設することによって、不登校の子どもたちが地理的にも通いやすい環境の整備が図られた。今後もゆうゆう広場の拡充を行い、全市的な整備が必要である。また、教育相談員の質的向上を図るために、継続して研修会を開き、不登校の子どもたちへ効果的な支援を図っていく。	B	1-(3)-①
<p>【具体的な取組】</p> <p>②不登校家庭訪問員や教育相談員及びメンタルフレンドの充実を図ります。</p>								
教育委員会 総合教育センター 教育相談センター	3-(16)-②	教育相談員・メンタルフレンド	川崎市適応指導教室(ゆうゆう広場)では、教育相談員以外にボランティアとして、主に心理学を学ぶ大学生や、大学院生をメンタルフレンドに採用し、通級する子どもたちの相談、活動相手にならっている。	・現行のメンタルフレンドの制度をより充実させるために、メンタルフレンドの拡充を検討する。 ・メンタルフレンドの研修の場を設定し、より質の高い相談活動ができるようにする。	今年度も、近隣の大学及び各種研修会の講師をしていただいている大学に募集案内を送付した結果、13名のメンタルフレンドを確保することができた。子どもたちにとって、メンタルフレンドは、児童生徒との距離が近く、教育相談員とは違った形で関わることができ、大きな役割を果たしてきた。また、日々教育相談員とともに居場所づくりについて研修を積んできた。	適応指導教室(ゆうゆう広場)に通級する児童生徒にとって教育相談員とメンタルフレンドは大きな援助資源である。多くの子どもたちは自尊感情が低く、友人を作ることが苦手である。ゆうゆう広場で教育相談員やメンタルフレンドと関わることによって、自分に自信を持ち、友人を作るきっかけとなる場合が多い。今後も、効果的な子ども支援ができるように、感性豊かなメンタルフレンドの確保が課題である。	B	1-(3)-②
<p>【具体的な取組】</p> <p>③子どもに最もふさわしい支援を行うため、不登校対策連絡協議会を充実し、特定非営利活動法人を含む関係機関等との連携を進めます。また、不登校の子どもの居場所づくりを推進します。</p>								
教育委員会 総合教育センター 教育相談センター	3-(16)-③	不登校対策連絡協議会	事業の概要は、研究実践校の小中学校に配置した「心のかげはし相談員」と中学校全校に配置したスクールカウンセラーを活用して、教育相談機能の充実及び小中連携に取り組んでいる。また、学校と不登校対策に関わる施設や関係機関との連絡協議会を年3回開催し、不登校の未然防止、早期解決に向けて取り組んでいる。	平成19年度は、南部、中部、北部の3中学校区で「フレンドシップかわさき」を実践している。3中学校区での成果を踏まえ、研究実践校の拡大を図る。不登校対策連絡協議会は現在全市単位で開催しているが、年に1回は区単位で開催するようにする。	今年度も年間3回の連絡協議会を計画し全体会、分散会の形式で実施した。全体会では、関係諸機関から、機関の特徴及び取組について説明し、共通理解を図った。また、分散会では地域ごとに分かれ、情報交換を行い、具体的な行動連携が取れるような話し合いを行った。	南部、中部、北部の3中学校区で実施してきた「フレンドシップかわさき」の事業の一環として不登校対策連絡協議会を実施してきた。「フレンドシップかわさき」の事業を7中学校区に拡充することによって、学校及び関係諸機関との連携の輪が広がった。全市的に不登校の総合的対策を構築するために、連絡協議会を実施しているが、地域の特性を考慮した連絡協議会の開催が課題となっている。	B	2-(11)-①

〈施策の方向3 子どもの居場所づくりの促進〉

所管課	施策－事業	事業名	事業の概要	平成22年度までの実施目標	平成22年度実施状況	3年間の成果と課題	3年間の達成度	再掲
子ども本部 青少年育成課	3-(16)-③	子ども夢パークにおける不登校児童生徒の居場所づくり	子ども夢パークの指定管理業務の一つであり、不登校の児童生徒がありのままの自分でいられる居場所として、夢パーク内にフリースペース“えん”を設置し運営する。	不登校の児童生徒が有るままの自分でいられる居場所として、夢パーク内にフリースペース“えん”を設置し運営する。	川崎市子どもの権利に関する条例第27条に規定する居場所の理念に基づき、いつでもどこでも誰でも学べるという生涯学習の視点に立ち、誰もが安心して過ごせる不登校児童生徒の居場所フリースペース“えん”を運営した。	成果:おおむね計画どおり実施することができた。 課題:引き続き事業を実施していく。	B	
川崎区 子ども支援室	3-(16)-③	フリースペース「子どもサポート旭町」	地域課題への対応として、思春期問題対策事業の中で子どもの居場所づくりを行う。発達に何らかの不安や悩みをもち地域社会になじめない子どもと保護者に対して、居場所を提供し、親子に適した対応をしながら、学校や社会への復帰に向けた支援を実施する。	実績を検証しながら、その結果を踏まえ内容の充実を図る。	自己解決力や対人関係を醸成するグループ活動・体験活動・学習支援や保護者相談等を旭町子ども文化センターで行い、週2回の開設が定着した。	平成20年7月から平成21年9月まで月1回、平成21年10月からは週2回の開催が定着した。年々回復傾向に向かっている児童・生徒が出始めているが福祉的観点の欠かせない子どもが多く、複雑な要素が絡んでいる。ケアマネジメントの視点が重要なことから教育、福祉の連携が必要である。次年度以降「川崎区思春期問題対策事業」の展開に向けた検討委員会を予定。	B	
教育委員会 総合教育センター教育相談センター	3-(16)-③	不登校の子どもへの情報提供	研究実践校の小学校に配置した「心のかげはし相談員」と中学校全校に配置したスクールカウンセラーを活用して、教育相談機能の充実及び小中連携に取り組む。また、学校と不登校対策に関わる施設や関係機関との連絡協議会を年3回開催し、不登校の未然防止、早期解決に向けて取り組む。	平成19年度は、南部、中部、北部の3中学校区で「フレンドシップかわさき」を実践している。3中学校区での成果を踏まえ、研究実践校の拡大を図る。不登校対策連絡協議会は現在全市単位で開催しているが、年に1回は区単位で開催するようになる。	毎年、教育相談事業の紹介を各学校へ配布するとともに総合教育センターのホームページへ掲載している。本年度は、合わせて川崎市PTA連絡協議会の広報紙へも掲載し、広く情報提供に努めた。また、関係機関、関係部署の協力を得て、不登校生徒、高校中退者のための進路相談会を実施し、進路に関する情報提供、相談を行った。	不登校に関する相談について、総合教育センターのホームページに掲載することや、各学校へ案内を配布するだけでなく、PTAの広報紙にも掲載することができ、幅広く情報提供ができた。また、不登校の子どもにとって進路の情報はどうしても不足がちになる。進路情報説明会を実施することによって、多様な進路について具体的な相談ができ、有効な情報提供ができた。今後も、相談者のニーズに合った説明会を実施する必要がある。	B	
<p>【推進施策 17】</p> <p>子どもが利用する施設等のバリアフリー化を進め、障害のある子どもが活動しやすくなるよう環境を整備し、子ども同士の交流を進めます。</p>								
<p>【具体的な取組】</p> <p>①子どもが利用する施設のバリアフリー化を進めます。</p>								
子ども本部 青少年育成課	3-(17)-①	子ども文化センターの施設整備	老朽化施設を改修するとともに、バリアフリーの理念に沿って、障害のある子どもが利用しやすい施設にする。	子ども文化センターの床や冷暖房設備の改修等を、子ども文化センター施設整備計画に基づき実施する。	施設整備計画に基づき子ども文化センターの床の改修42か所をはじめ集会室のエアコン1か所等の整備を実施。 菅生子ども文化センターの建替え工事の実施。 玉川子ども文化センター建替えのための設計の実施。 児童館型地域子育て支援センターを26か所で実施。	成果:おおむね計画どおり実施することができた。 課題:引き続き事業を実施していく。	B	3-(14)-②

〈施策の方向3 子どもの居場所づくりの促進〉

所管課	施策－事業	事業名	事業の概要	平成22年度までの実施目標	平成22年度実施状況	3年間の成果と課題	3年間の達成度	再掲
こども本部 青少年育成課	3-(17)-①	こども文化センター わくわくプラザ室の 施設整備	わくわくプラザ登録児童、利用児童の増加により、狭あいとなった施設の解消のため、整備を行う。バリアフリー化し、障害のある子どもが活動しやすくなるよう環境整備を進めるとともに、学校との連携を図り、子ども同士の交流を促進する。	学校改築に伴う、わくわくプラザの整備 狭あい施設のプレハブ工法による、わくわくプラザ室の整備	施設整備計画に基づき、プレハブ工法による狭あい施設の解消等、6施設の整備を実施(宮前小・幸町小・上丸子小・末長小・菅生小・王禅寺中央小)	成果:おおむね計画どおり実施することができた。 課題:引き続き事業を実施していく。	B	
こども本部 青少年育成課	3-(17)-①	わくわくプラザ事業 (障害児対応)	小学生施設を活用したわくわくプラザでは、利用児童を分け隔てなく、さまざまな遊びや文化・スポーツ活動を通じて、仲間づくりを促進し、おとなも児童もともに育ちあうことを目的とした事業で、学校や地域との連携を図り、児童の支援を行い利用しやすく、過ごしやすい施設にするとともに、障がいのある子どもに対しても適切な対応を図る。	指定管理者が研修計画に基づき研修を実施し、適切な対応を図る	指定管理者が研修計画に基づき研修を実施。 「放課後子どもプラン」の一環として、川崎市主催で障がい児対応についての指定管理者の職員研修を実施。	成果:おおむね計画どおり実施することができた。 課題:引き続き事業を実施していく。	B	
教育委員会 教育環境整備推進室	3-(17)-①	学校建設におけるバリアフリー化及び改修事業	児童生徒が利用しやすく、過ごしやすい施設にするとともに、障がいのある子どもに対しても適切な対応を図る。	継続実施	南生田小学校・千代ヶ丘小学校・有馬中学校エレベータ設置(3校)	成果:5校にエレベータ設置 課題:未だエレベータ設置希望校に対し設置校が少ないため、今後も積極的にバリアフリー化に取り組んでいく。	B	
【具体的な取組】								
②障害児タイムケア事業をはじめとした各種障害福祉サービスを充実します。								
こども本部 こども福祉課	3-(17)-②	障害児施設の設定・運営	○障害特性に応じた療育等の支援ができる施設を設置・運営する。 ・しいのき学園(知的障害児施設) ・南・中・北部地域療育センター(知的障害児通園施設・肢体不自由児通園施設) ○障害児施設を利用するための経費を支出するとともに、重度障害児等にも適切な支援が行き届くよう支援を行う。 ・障害児施設への措置や契約による利用時の給付費・措置費の支出、処遇改善費の支出	障害特性に応じた必要な支援を提供できるよう、継続実施する。	障害児施設における障害特性に応じた療育等の支援の実施 障害児の処遇向上、施設運営の健全化を図るための障害児施設給付費、措置費、処遇改善費の支出	義務的な経費であるため、障害児施設や事業の利用実績の伸びに応じて増額を図ってきている。	B	3-(11)-②

〈施策の方向3 子どもの居場所づくりの促進〉

所管課	施策－事業	事業名	事業の概要	平成22年度までの実施目標	平成22年度実施状況	3年間の成果と課題	3年間の達成度	再掲
こども本部 こども福祉課	3-(17)-②	地域での生活を支援するための障害福祉サービス	障害児タイムケアモデル事業:障害のある中高生の放課後支援。	1か所拡充により14か所(2か所×7区)で実施する。	障害児タイムケア事業: 144か所で実施(障害福祉計画の目標値達成) 1月あたり延べ1,450人	適切な実施場所及び優良な運営事業者の確保に合わせて、年次ごとに順次拡充し、本市障害福祉計画「かわさきノーマライゼーションプラン」の目標値:14か所を達成した。 ニーズの伸びや、平成24年度施行の改正児童福祉法に対応するため、今後事業のあり方を検討する。	B	2-(11)-② 3-(18)-④
健康福祉局 障害計画課	3-(17)-②	地域での生活を支援するための障害福祉サービス	○居宅介護:障害者等の居宅にヘルパーを派遣し、入浴・排泄・食事介護等を行う。 ○行動援護:障害により行動上著しい困難を有する障害者等の危険回避のための援護や移動中の介護を行う。 ○児童デイサービス:障害児を施設等へ通所させ、適応訓練等の療育を行う。 ○短期入所:施設に短期間入所し、介護サービス等を提供する。 ○移動支援・あんしんサポート事業:社会参加等のために必要な外出時の介護や、介護者不在時の居宅での見守りを行う。 ○日中短期入所事業:施設における日中の一時的な預りを行う。	川崎市障害福祉計画 ○居宅介護:1か月あたり延べ26,243時間 ○児童デイサービス:1か月あたり延べ383人 ○短期入所:1か月あたり延べ1,494人 ○移動支援:1か月あたり延べ14,602時間 ○生活サポート:1か月あたり延べ1,346時間 ○日中短期入所事業:月831人	支援が必要な障害児に対して、家族介護を補完する等の目的で、障害者自立支援法による介護給付、地域生活支援事業によるサービスを提供した。 居宅介護:1か月あたり延べ27,811時間 児童デイサービス:1か月あたり延べ774人 短期入所:1か月あたり延べ1,428人 移動支援:1か月あたり延べ12,550時間 生活サポート:1か月あたり延べ1,052時間 日中短期入所事業:月1,796人	養成研修などを実施し、サービス提供者の確保に努め提供者の確保をし、また実態に合わせて制度の運用などの見直しを行い日中短期入所事業の新規事業所数の増加を図るなど、障害者が地域で生活するために必要なサービスを制度の中で行えるようにした。 今後の取組としては、ショートステイなどの空き状況や事業所台帳を作成し、利用者が自ら適した事業所を速やかに選択・利用できるように各事業所と連携し、地域生活を支援していく。	B	2-(11)-② 3-(18)-④
【具体的な取組】								
③特別支援教室や特別支援学校の充実を図り、障害に関する理解を深めるため、子ども同士の交流を進めます。								
教育委員会 指導課	3-(17)-③	特別支援学級や特別支援学校との相互交流	一人ひとりの教育的ニーズに応じて、特別支援学級在籍児童生徒が通常の学級と交流、特別支援学校と地域の学校間交流、あるいは特別支援学校に在籍している児童生徒の居住地の学校との交流を推進する。	特別支援学級在籍児童生徒の通常の学級での交流教育の充実。 特別支援学校における居住地交流の実施。	小中学校等と特別支援学校との間で、学校行事や総合的な学習の時間で、交流教育の充実を図ることができた。小中学校の通常の学級と特別支援学級の間においても、実施方法を工夫しながら、日常生活のさまざまな場面で実施された。 特別支援学校における居住地交流についても実施を進めた。	成果:小中学校と特別支援学校、小中学校の通常学級と特別支援学級の交流教育の充実を図ることができた。 課題:特別支援学校における居住地交流のさらなる充実。	B	

〈施策の方向3 子どもの居場所づくりの促進〉

所管課	施策－事業	事業名	事業の概要	平成22年度までの実施目標	平成22年度実施状況	3年間の成果と課題	3年間の達成度	再掲
【推進施策 18】 子どもの居場所において、子どもの思いや状況に配慮した対応が行えるよう、職員への研修、情報提供を充実し、相談・救済機関や関係機関との連携が進むよう支援します。								
【具体的な取組】 ①子ども夢パーク・こども文化センター・わくわくプラザにおけるスタッフを対象とした子どもの権利に関する研修等を支援します。								
こども本部 青少年育成課	3-(18)-①	こども文化センター・わくわくプラザスタッフ研修	施設の管理運営者である各指定管理者等に対して、子どもの権利条例の趣旨を踏まえた職員研修を継続して取り組むよう指導・助言、情報提供を行う。	各指定管理者等の研修計画に基づき研修を実施し充実を図る。	指定管理者が研修計画に基づき研修を実施。「放課後子どもプラン」の一環として、川崎市主催で指定管理者の職員研修を23回実施。	成果:おおむね計画どおり実施することができた。 課題:引き続き事業を実施していく。	B	
こども本部 青少年育成課	3-(18)-①	子ども夢パークスタッフ研修	川崎市子どもの権利に関する条例に対する意識の向上及び子どもを対象とした事業実施に伴う技量を高めるための研修を行う	えんスタッフ研修、スタッフ研修、ボランティア研修を実施予定	ロープ使い方研修、チェーンソー等建築機器研修、ハンモックの編み研修、スタジオ機器研修、安全点検研修、AED研修等の実施。	成果:おおむね計画どおり実施することができた。 課題:引き続き事業を実施していく。	B	
【具体的な取組】 ②校長会、保育園長を対象とした研修会を開催します。								
こども本部 保育課	3-(18)-②	保育園長を対象とした研修会の開催	川崎市子どもの権利に関する条例についての意識の向上及び保育園において、人権尊重に基づいた保育活動を推進する。	継続して研修を実施していくことにより、学校の管理職・教職員の人権意識の高揚を図っていく。	保育園長会議において人権をテーマとした話し合いの機会を設けたり、区によっては研修を実施した。	保育園長の人権意識の高揚を図ることで、子どもの権利に関する条例についての意識の向上及び保育園において、人権尊重に基づいた保育活動を推進することができた。	B	
教育委員会 総合教育センター キャリアセンター	3-(18)-②	校長を対象とした研修会の開催	川崎市子どもの権利に関する条例についての意識の向上及び学校(園)において、人権尊重に基づいた教育活動を推進する。	継続して研修を実施していくことにより、学校の管理職・教職員の人権意識の高揚を図っていく。	人権尊重教育を学校経営の大きな柱の一つとして推進するために、市立小中高の校長研修において人権尊重や子どもの権利に関する条例についての内容を取り入れ、管理職・教職員の人権意識の高揚を図った。	成果:継続して研修を実施していくことにより、学校の管理職・教職員の人権意識は高まっている。 課題:若手教員が増えているので、引き続き継続して取り組んでいく必要がある。	B	
【具体的な取組】 ③私立幼稚園への啓発に努めます。								
教育委員会 総合教育センター 幼児教育センター	3-(18)-③ 廃止	私立幼稚園への啓発	約70%強は幼稚園から就学する。その実態をうけて、調査研究・研修・相談・情報提供事業において連携を深める。	総合教育センター幼児教育センター廃止に伴い廃止	市民・子ども局こども本部において研修を実施		E	

〈施策の方向3 子どもの居場所づくりの促進〉

所管課	施策－事業	事業名	事業の概要	平成22年度までの実施目標	平成22年度実施状況	3年間の成果と課題	3年間の達成度	再掲
〔具体的な取組〕								
④青少年育成団体、社会教育関係団体、子どもに関わる活動をしている市民グループ及び関係機関への情報提供を充実させるとともに、連携を進めます。								
市民・子ども 人権・男女共 同参画室	3-(18)-④	資料提供、講師派遣	市内の小学校、中学校、高等学校、保育園、幼稚園、特別支援学校等に子どもの権利条則に関するパンフレットや資料等を配布し、また、子どもに関わる施設等における研修会等に講師を派遣し広報啓発事業を推進する。	①市民・教員・行政職員へ条例パンフレットを配布する。また、市内の小学校、中学校、高等学校、保育園、幼稚園、特別支援学校等、全校に条例パンフレット(子ども用)を配布する。 ②市立保育園・認可保育園・私立幼稚園の園長会等への講師派遣を行う。	①11月の子どもの権利週間での活用のため、市内の幼稚園・小学校(4年生)・中学校(2年生)・高校(1年生)、養護学校、豊学校、民族学校の児童・生徒に10月下旬に配付した。また、主に子どもが利用する施設への配布も行った。 ②病院局の新規採用看護職員研修をはじめ、職員研修所主催の若手職員研修、市立保育園・認可保育園・私立幼稚園の園長会等の研修会、こども文化センター等の学習会、地域教育会議、PTA等延べ10か所に講師派遣を行った。	市民館や図書館など、学校配布以外でもパンフレットを目にする機会ができた。しかしながら、依然として条例の認知度は低く、ただ配布しただけで終わらないような活用方法の検討が課題である。	B	2-(13)-② 4-(11)-②
こども本部 保育課	3-(18)-④	市民グループへの 情報提供	保育園等を利用する子育てグループ等へ子どもの権利についての意識の向上を図るため、各種情報提供を行う。	継続実施	各保育園において園だよりを定期的に発行。	園庭開放時に、園だよりを配布するなどして、保育園等を利用する子育てグループ等へ子どもの権利についての意識の向上を図ることができた。	B	
こども本部 青少年育成 課	3-(18)-④	青少年団体活動支 援事業	青少年の健全育成と指導者の育成のため、川崎市青少年団体に 対し、事業の補助を実施し、団体 事業の活性化を図る。	青少年の健全育成の推進と指導者の 育成、青少年団体活動の活性化 を図るため、青少年育成連盟及びそ の加盟団体に補助金を交付し、活動 の支援を行う。	青少年の健全育成と指導者の育成のため、 川崎市青少年育成連盟及びその加盟団体 に対し、事業の補助を実施した。また、川崎 市青少年育成連盟が主催する「中高校生 リーダー研修会」を平成23年2月12日～13 日に実施した(参加者29名)。研修会の開催 に当たり、中・高校生の研修委員(9名)が22 回の会議を開催し、企画運営に主体的に関 わることで、子どもの意見表明・参加の促進を 図った。	成果: 青少年育成連盟及びその加盟団体の活動の補 助や、中高校生リーダーや指導者の研修を実施するこ とで、青少年の健全育成及び指導者の育成の推進に つながった。 課題: 引き続き青少年関係団体の活動を補助するととも に、中高校生リーダー研修への積極的な参加、青少年 や指導者の主体的な活動の実施に向け、支援に努め ていく。	B	
こども本部 青少年育成 課	3-(18)-④	青少年団体等への 情報提供	青少年の健全育成、青少年団体 活動の活性化を図るため、青少年 関係団体に情報提供を行う。	青少年の健全育成、青少年団体活 動の活性化を図るため、青少年関係 団体に情報提供を行う。	川崎市子ども会連盟、ボーイスカウト川崎地 区協議会、ガールスカウト川崎市連絡会、川 崎海洋少年団、川崎市PTA連絡協議会、川 崎市青少年指導員連絡協議会等の青少年 関係団体に対し、各種会議等において神奈 川県青少年保護育成条例の改正をまじめと する青少年のための社会環境健全化に向け た取組や、青少年の健全育成に係る研修等 の情報を提供した。	成果: 青少年の健全育成に係る研修の案内や、県や市 の取組、各青少年団体の活動等の情報を提供するこ とで、各団体の活動の活性化につながった。 課題: 引き続き各種情報を提供し、各青少年団体の積 極的な研修への参加や、各団体同士の交流に努めて いく。	B	

〈施策の方向3 子どもの居場所づくりの促進〉

所管課	施策－事業	事業名	事業の概要	平成22年度までの実施目標	平成22年度実施状況	3年間の成果と課題	3年間の達成度	再掲
こども本部 青少年育成課	3-(18)-④	青少年育成関係団体への研修	青少年健全育成に携わる指導者・育成者の資質向上のため、講演会等の研修を実施する。	青少年健全育成に携わる指導者・育成者の資質向上を目的として、講演会等による研修を実施する。	平成23年2月2日に行われた川崎市青少年健全育成功労者表彰式において、講演会「～少年院面接委員が語る現代青少年の心～子どもを叱れない大人たち～」を行い、川崎市こども会連盟、ボーイスカウト川崎地区協議会、ガールスカウト川崎市連絡会、川崎市青少年指導員連絡協議会など青少年育成関係団体の構成員約170名が参加し、指導者・育成者の資質向上に努めた。また、平成23年2月13日に青少年指導員を対象に、講演会「思春期の子どもたちの今日的課題」を実施し、約180名の参加者のもと、地域の指導者としての知識の向上を図った。	成果:青少年の健全育成に係る様々なテーマの講演会や研修会を実施し、多くの青少年育成関係団体構成員の指導者としてのスキルアップにつながった。 課題:指導者・育成者の資質向上のため、より効果的なテーマや研修方法の実施に努めていく。	B	
教育委員会 生涯学習推進課	3-(18)-④	教育文化会館・市民館事業(PTA活動研修)	各学区や行政区の特色を活かしながら、子どもの健やかな成長を支えるPTA活動のさらなる活性化とともに考える研修を行う。	継続実施	教育文化会館及び市民館において、PTA活動研修を7研修実施した。	成果:PTA活動のあり方や可能性を考える研修を実施し、PTA活動の活性化を図った。 課題:子どもを取り巻く地域社会の変化が大きい現代社会において、子どもの健やかな成長を支えるPTAの役割は重要なものとなってきており、今後も各区の特性を活かしながら、PTA活動のさらなる活性化を図っていく必要がある。	B	2-(18)-③ 4-(21)-②
【具体的な取組】								
⑤学校においてスクールカウンセラーの活用を進め、教職員の研修を充実します。								
教育委員会 総合教育センター教育相談センター	3-(18)-⑤	スクールカウンセラーの配置・活用	各学校において、カウンセラーとしての専門的知識・経験を生かしながら、教職員とは異なる側面からさまざまな教育相談の具体的なケースに携わる。同時に学校での教育相談体制を充実・拡充するために、教職員との情報共有などを通じて連携を図りながら、児童生徒・保護者への多面的な相談体制をめざす。	川崎市立中学校への配置を継続的に行う。各学校での広報活動とおして活動内容を紹介し、さらに活用されるように努める。特に学校巡回カウンセラーについては、増員を図るとともに相談申し込み手順等を再度確認し、スムーズな対応ができるようにする。緊急対応については対応システムを構築し、そのつど迅速に対応できるようにする。	川崎市立中学校51校へ全校配置を継続的にを行い、校内の相談体制の充実を図ってきた。年間で延べ21,958人の相談にあたった。学校巡回カウンセラーについては、7名体制に増員することによって、川崎市立の全高等学校5校へ定期的に訪問相談ができるようになった。小学校等への派遣を含め年間で延べ924人の相談に対応した。また、緊急の事件・事故に対しても即応できる体制ができつつあり、より子どもたちへの心のケアができるようになってきた。	平成17年度より市立中学校全校にスクールカウンセラーを配置し、校内の相談体制の充実を図ってきた。学校巡回カウンセラーについては、平成19年度より教育相談センターに2名を配置し、小学校、高等学校に派遣してきた。その後、平成20年度に2名、平成21年度に3名増員し、7名体制で実施している。日常的な教育相談だけでなく、緊急の事件・事故にも対応してきた。今後も教職員や関係諸機関との連携を深め、効果的な教育相談を実施できるようにする。	B	1-(1)-② 1-(5)-②
【具体的な取組】								
⑥子育てに関する情報交換を充実し、関係団体・機関等のネットワーク化を推進します。								
区役所 こども支援室	3-(18)-⑥	幼・保・小連携事業	区内の公私立幼稚園・保育園、小学校の連携を図り、一人ひとりの子どもの成長を一体的に支援するために、情報交換や保育体験等を実施し支援体制づくりを進める。	継続実施	年間を通し幼・保・小の児童の交流を図りながら、小学校において授業参観、行事参観、情報交換を実施。実務担当者連絡会実施、園長・校長連絡会、代表者連絡会実施、小学校教諭保育園実習研修を実施した。	・3年にわたって、幼・保・小の連絡会や児童の交流を実施することで、それぞれの立場での意見交換・情報交換を深め、児童一人ひとりの一体的な成長の支援を図ることができた。また、就学への円滑な接続に向けて幼・保・小連携を強化できた。 ・意見交換や情報交換を実施する中で、浮かび上がってきた課題として、外国籍の児童や要支援の児童等への就学に向けての保護者も巻き込んだ支援の必要性があげられる。	B	1-(5)-⑥

〈施策の方向3 子どもの居場所づくりの促進〉

所管課	施策－事業	事業名	事業の概要	平成22年度までの実施目標	平成22年度実施状況	3年間の成果と課題	3年間の達成度	再掲
川崎区役所保健福祉サービス課	3-(18)-⑤	かわさき区いきいき健康づくり・子育てフェスタ	川崎区の子育て支援のイベントとして平成13年度発足。子育てに関わるさまざまな施設・機関と子育てグループ、民生委員・児童委員等が結集し親子の楽しめるイベントの企画及び情報提供等を行っている。また、平成17年度より「健康づくりのつどい」と同日開催し、平成20年度からは実行委員会を合同し共同開催により高齢者や障害者などを含めた世代を超えた交流を図っている。イベントは年1回。教育文化会館のほぼ全館を使用している。	子育てに関わるさまざまな施設・機関と子育てグループ、民生委員・児童委員等が結集し親子の楽しめるイベントの企画及び情報提供等を行う。	健康づくりのつどいと合同イベントとして、実行委員会の合同開催、名称、テーマ、ちらし、運営を統一し、「世代間交流」を図ることを目標に企画全体を配慮した。11月5日教育文化会館で開催し、参加者 子ども155人、おとな409人(合計564人)。また、11月を子育てフェスタ月間として各子育て支援機関にて実施した。	市民との協働で委員会を立上げ、区役所内の他の部署の協力も得、委員会で討議を重ね、準備から当日の運営まで行う方式は定着しつつあり、当日の円滑な事業の運営に繋がっている。今後に向けて、子ども支援室との協働や「健康づくりのつどい」の目的の整理等を行い、子育て中の母親へのさらなる支援となるよう討議を進め、フェスタを開催していく。	B	4-(21)-③
川崎区役所子ども支援室	3-(18)-⑥	子ども総合支援ネットワーク会議	「川崎区子ども総合支援ネットワーク会議」を円滑に運営し、子どもに関する支援関係機関、市民活動団体等による意見交換、課題の共有化を図り、地域と協働して子どもの総合的な支援を推進する。また、必要に応じた課題別部会の設置や関係者間において具体的な解決策に向けた検討・協議を行い、地域のニーズにあった連携システムの確立やネットワーク体制の充実を図る。	継続して子ども総合支援ネットワーク会議の開催や各種連携事業を実施し、地域の特徴に合わせた施策を企画・立案し、連携強化、協働体制を確立する。	川崎区子ども総合支援ネットワーク会議を開催し、子どもの支援関係機関・地域の活動団体により、区における子どもの総合支援について協議した。課題別に発達支援部会、思春期対策部会、ボランティア育成部会を開催し課題解決に向け協議した。	関係機関との連携強化や関係団体との協働による子ども総合支援のネットワーク体制を拡充し、地域の特徴やニーズに合わせた施策を策定した。子どもに関する課題は多岐にわたるものが多く、区役所を拠点とした子どもの総合的な支援を行い地域全体で解決するために、引き続き官民連携・協働による支援の強化が必要である。ネットワーク会議の運営について検討が必要である。	B	
幸区役所子ども支援室	3-(18)-⑥	子ども総合支援ネットワーク会議	幸区における子ども支援及び関係機関等による情報交換、相互協力等を行うために会議を開催。	継続実施	予定どおり会議を開催し、区内子育て関係機関との連携を深めることができた。また、来年度以降の会議のあり方を見直した。(部会1を「子ども支援推進会議」から「子どもの発達支援」に変更)	子ども総合支援ネットワーク会議及び4部会(子ども支援推進会議、みんなで子育てフェア、子どもの安全・安心、子ども情報ネット)で地域課題に対応した支援策を検討・実施し、支援の強化が図られた。また、平成23年度からは要保護児童対策地域協議会の独立実施するとともに、「子どもの発達支援部会」を新設することにより、要保護児童への支援・子どもの発達支援を更に強化していく。	B	

〈施策の方向3 子どもの居場所づくりの促進〉

所管課	施策－事業	事業名	事業の概要	平成22年度までの実施目標	平成22年度実施状況	3年間の成果と課題	3年間の達成度	再掲
中原区役所 子ども支援室	3-(18)-⑤	子育て・子ども支援 ネットワーク事業	区における総合的な子育てを支援するため、区内で活動している子どもに関わるあらゆる団体・機関からなるネットワークを設置し、子どもに関わる課題に関し、共通認識を持つと同時に、情報の共有化と相互協力を図る。乳幼児対象のネットワーク会議の開催等と学齢期以上を対象とする子ども支援ネットワーク会議の開催等を実施する。	継続実施	1) 子育てネットワークの会議を4回開催。また部会活動として ①編集部会として、子ネット通信を年6回(各8,000部)を発行 ②自主グループ支援部会として、年3回の自主グループ説明会や交流会を実施。 ③交流事業部会(子ども未来フェスタ)を開催し、6回の実行委員会を経て11月に開催。2,500人の参加があった。 ④ボランティア部会を開催し、部会を中心に研修会を開催。延べ43名の参加があった。 ⑤親子講座の開催。延153組の親子の参加があった。 ⑥マタニティ&ファミリーコンサートを12月に開催し、750名の参加があった。 2) 中原区子ども支援ネットワークでは、年3回の会議を行い、①こどものあり方生き方プロジェクトではストリーダンスの体験、②中学生プロジェクトでは、高校1校、中学が複数校が協働して取り組んだ。	子育てネットワークでは、今までの活動に加え、新たに子育てグループ活動部会及び子育てボランティア部会を設置し、区民と共に地域で子育てを支え合う環境づくりを推進した。また新たに親子講座を開催し、ネットワークの活動を広げた。子ども支援ネットワークでは、「中原区子どものあり方・生き方プロジェクト」で、子どもたちが地域の力を得ながら事業を展開した。「中学生プロジェクト」では、中高生がとらえる地域の課題解決に向けた企画を募集し、活動を展開した。	B	
中原区役所 子ども支援室	3-(18)-⑤	子育て支援推進事業	子育てを地域で支えることにより、親と子のこころの安定を図り、健康的な子育てがしやすい環境を整えるため、区内7地区14か所で子育てサロン、講演会等を実施する。	社会福祉協議会・民生委員児童委員協議会で組織している中原区子育て支援推進実行委員会が実施する子育てサロン14か所の他に、区内でボランティアが運営している子育てサロンや自主サロンへの支援を行い、地域で安心して子育てしていけるよう体制の強化を図る。	自主サロン4か所と中原区子育て推進実行委員会が運営する14か所の子育てサロンの活動支援を行った。サロン運営を行う、ボランティア研修を実施し142名の参加者で、子育て支援力の向上を図った。	区としての子育て推進実行委員会を基盤に、各地区での子育て推進委員会の実施する子育てサロンの実施が9年を経過し、子育て中の親子にとって、必要な子育て支援の場として定着をしている。	B	2-(12)-① 2-(12)-②
中原区役所 子ども支援室	3-(18)-⑤	小学校教諭の保育園 体験研修	夏季休業期間を利用して小学校教諭を対象とした保育園での体験研修の企画・調整を行う。	継続実施	経験10年未満の小学校教諭、あるいは保育園での研修を希望し校長が推薦する教諭、15校・15名が公私立の保育園12か所で、0才から就学前の子どもの発達や育ちを体系的に学ぶことで、保育園と小学校の連携の必要性を実感し、今後の児童の教育に役立てる有効な研修になった。	3年間毎年小学校教諭の保育園での体験学習を行ったことで、就学前の子どもの発達の理解が深まり、相互に連携の大切さを実感できた研修となっている。引き続き継続実施が必要である。	B	
中原区役所 子ども支援室	3-(18)-⑤	なかはら子ども未来 フェスタ	区内の子どもに関する団体や機関が一同に会し、情報交換、交流の場を設けることによって、地域全体で子どもを支援するための一助とするために開催する。	継続実施	1回の交流部会を行った後、5回の実行委員会を開催し、フェスタの準備を行った。当日(11月27日)は35団体の参加、市民2,500人の参加があった。父親グループが新たに参加して、交流の輪が広がった。また、ダンスプロジェクトの2つの学校の児童も参加し、その成果を参加者と共に交流がなされた。	実行委員会も定着し、地域に定着したフェスタになってきた。さらに、継続実施することで、子育て・子ども支援のネットワークを高めていくことができる。	B	

〈施策の方向3 子どもの居場所づくりの促進〉

所管課	施策－事業	事業名	事業の概要	平成22年度までの実施目標	平成22年度実施状況	3年間の成果と課題	3年間の達成度	再掲
中原区役所 こども支援室	3-(18)-⑥	子どもに関わる部署と児童相談所・精神保健福祉センターとの連絡会	虐待や精神疾患・生活不安を抱える親子の問題等、多岐・多様化する相談事例を区役所の関係者及び児童相談所・精神保健福祉センターの職員が会して検討することにより、役割分担を明確化し、子どもの状況に応じた適切な支援を行う。	継続実施	毎月1回開催。40事例の検討、検証を行った。 精神保健福祉医師・心理、児童相談所、保育園や学校、保護担当者、障害担当者、児童家庭担当など、さまざまな職種が一同に会して事例の見立てや支援の方向性について、確認の場となった。	同一職場でなくさまざまな職場、職種の担当者が、事例について検討することができるこの場は、それぞれの職種の考え方がかかずにでき、支援する力を向上していくためによい場となっている。	B	
高津区役所 保健福祉サービス課	3-(18)-⑥	児童相談所との連絡会議	ケースに関する情報の共有(年4回)。	継続実施	今年度から川崎市要保護児童対策協議会の中に位置づけている。こども家庭センター、児童相談所、保健福祉センター、こども支援室にて支援を行っている事例の進行管理を年2回、個別支援会議を年4回行った。	成果:平成22年度から年間4回実施する個別支援会議に加え、ケース進行管理を年2回実施。円滑な子育て支援を図った。 課題:要保護児童対策協議会の仕組みづくりとしては試行期間であり、今後、他機関との連携がスムーズに行きよう、見直しが必要。	B	
高津区役所 保健福祉サービス課	3-(18)-⑥	地域療育センターとの連絡会議	ケースに関する情報の共有(年4回)。	継続実施	年間3回実施。保健福祉センターと療育センターとで事例に関する検討会を行い、より個別性に応じた支援ができるようすすめている。	成果:事例に関する検討会により、支援体制の充実が図られた。 課題:平成23年度から療育センターが民営化される中、より一層の連携強化を図る。	B	
高津区役所 こども支援室	3-(18)-⑥	子ども・子育てネットワーク会議	子どもが生き生きと豊かに成長できるように、子どもに関わる市民とともに情報、場及び機会を共有化していく。	総合的なこども支援の充実強化をめざし、子ども・子育てにかかわる関係機関・団体の相互理解を深め連携を強化しネットワークの推進を図っていく。また、その取組をとおして市民の参加と協働のより一層の推進を図る。さらに、これまで乳幼児中心だった取組を就学後も視野に入れた検討をしていく。	本会議を4回開催。部会については、情報部会を8回開催し「ホッとこそだて・たかつ」の発行と内容・レイアウト等を検討、子育てグループ支援部会を6回開催し「ホッとこそだて・MAP」の発行と交流会「きて!みて!体験!子育てグループinたかつ」を開催、また研修・企画部会を5回開催し研修会「子育て支援ってなに?～わが子から地域の子どもへ」を開催。情報交換や協議、研修会等を行いながら、地域のネットワークを推進し、子育て支援の充実を図った。	成果:本会議だけでなく、各部会を充実させ関係機関・団体、区民等と情報、場及び機会を共有し、子ども・子育て支援のネットワークの充実・強化を図った。	B	
宮前区役所 こども支援室	3-(18)-⑥	こども支援に係るネットワーク会議	子ども関係機関等の代表者により宮前区こども支援関係者連絡会を開催し、子どもに係る関係機関・団体・施設との連携やネットワークの強化を図る。	継続実施	子ども・子育てネットワーク会議を年2回(6月、2月)に開催、子育て支援関係者連絡会を年6回開催し、関係機関・団体等と現状・課題等の共有をし、連携の強化を図った。	成果:会議を通じて情報交換を行うことで、それぞれの機関、団体の理解が深まり、連携関係が強化されることにより、より効果的に問題の解決を図ることができた。 課題:より連携を図れるように会議の有効活用が課題である。	B	

〈施策の方向3 子どもの居場所づくりの促進〉

所管課	施策－事業	事業名	事業の概要	平成22年度までの実施目標	平成22年度実施状況	3年間の成果と課題	3年間の達成度	再掲
多摩区役所 子ども支援室	3-(18)-⑥	子ども総合支援連携 会議	区内の子どもに係る市民活動団体等と行政等の実施機関とのネットワークを形成し、相互に連絡調整機能の強化を図る。平成19年度は5回開催予定。(随時開催)	区内の子どもに係る市民活動団体等と行政等の実施機関とのネットワークを形成し、相互に連絡調整機能の強化を図る。(随時開催)	前年度策定した「多摩区子ども支援基本方針」をにそって「多摩区の子ども・子育て支援計画」を策定した。3回開催。	区内のさまざまな団体・機関と協議を重ねながら、「多摩区子ども支援基本方針」および「多摩区の子ども・子育て支援事業計画」を策定し、共通の取組の指針が明確になった。	B	
麻生区役所 子ども支援室	3-(18)-⑥	子ども関連ネットワー ク会議	区内の子どもに関わる機関・関係団体の代表者との子どもに関する連携やネットワークの強化を図る。	継続実施	全体の会議を6月、11月、3月の3回開催し、関係機関・団体との情報交換や連携を深めネットワークの強化を図った。また関係機関等を対象に「ともに生きる 地域社会づくり」をテーマにシンポジウムを開催した。	関係機関や関係団体との連携等は構築されたので、今後は区民に対してそのネットワークを活かした子育て支援を検討していく。	B	